

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年4月26日（平成31年（行個）諮問第84号）

答申日：令和元年10月25日（令和元年度（行個）答申第78号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の通番3に掲げる部分を不開示としたことは結論において妥当であり、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年1月9日付け大個開第30-553号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示とされた部分にも私に関する個人情報の記載があるはず。

(2) 意見書

私が行った情報公開請求（原文ママ）に関して特定労働基準監督署B（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）と特定監督署Aとの間で行われた遣り取りが確認できる情報（特定所在地特定会社）を含む記録を請求する。

求人事業者は特定所在地の特定会社であり、相談担当者も平成30年特定月日、特定監督署Bの特定職員2名であり、私への説明も、大阪府の最低賃金改正が全従業員になされていなければ、特定監督署Bが指導に入るが、私1人だけが賃金改正がなされていなければ、特定監督署Aが入ると説明したのだから、特定監督署Bが指導に入るのが当然である。

私1人が引き合いに問題に出されるのはおかしい。

もし記録が貰えないのなら、もう一度特定監督署 B が指導に入って記録を下さい。（資料略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成 30 年 12 月 18 日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成 31 年 2 月 5 日付け（同月 6 日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分における不開示部分のうち、下記 3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イに基づき不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

（1）保有個人情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人から特定監督署 B に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の違反があったとした情報提供（原文ママ）による監督指導に係る関係書類であり、具体的には、別表に掲げる文書番号 1 から 5 までの文書（以下それぞれ「文書 1」ないし「文書 5」という。）である。

イ 文書 3 ①は、監督官が事務処理のために作成又は収集した文書の一部であるが、当該部分には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、法 12 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

（2）不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（文書 1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令違反がある場合においては、労働基準監督官（以下「監督官」という。）に申告することができることとされている。監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対する臨検監督等の方法により、同法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、是正を指導しているところであるが、申告処理台帳及び同続紙は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」及び「担当者」並びに「被申告者の事業の名称」、「所在地」、

「事業の種類」及び「事業の代表者」並びに「申告者の氏名」，「住所」及び「事業場内の地位」並びに「申告の経緯」，「申告事項」，「申告事項の違反の有無」及び「違反条文」並びに「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」並びに「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」及び「処理経過直接連絡の諾否」，「付表添付の有無」，「労働組合の有無」，「労働者数」，「申告の内容」等が記載されている。

また，申告処理台帳続紙には，一般的に，「処理年月日」，「処理方法」，「処理経過」及び「措置」並びに「担当者印」，「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」等が記載されている。

(ア) 文書1①の申告処理台帳続紙の「処理経過」欄には，監督官が面接した人物，当該事案についての被申告事業場の見解，被申告事業場に対し監督官が行った指導内容，担当者の意見，処理方針等が記載されている。

(イ) 当該部分は，監督官が認定した事実に基づく事業場に関する具体的な記述であり，申告者である審査請求人が知り得る情報であると認められない。これらの情報を開示すると当該事業場の事情が明らかとなり，取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，これらの情報は，法14条3号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

また，当該部分には，法人に関する情報が含まれている。これらの情報は，監督署の要請を受けて，開示しないと条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号ロに該当するため，不開示とすることが妥当である。

当該部分の情報が開示されることとなれば，申告処理における調査の手法が明らかになり，監督官の行う検査等に関する事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，また，違法行為の発見が困難になるなど，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから，これらの情報は，法14条5号及び7号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

さらに，当該部分には，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており，これらの情報は，法14条2号に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書（文書2）

監督復命書は、監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。一般的には、「完結区分」、
「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」及び「監督年月日」並びに「労働保険番号」、「業種」及び「労働者数」並びに「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」及び「特別監督対象区分」並びに「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、
「代表者職氏名」及び「店社」並びに「労働組合」、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」並びに「監督官氏名印」、
「署長判決」、「副署長決裁」及び「主任（課長）決裁」並びに「参考事項・意見」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日（命令の期日を含む）」及び「確認までの間」並びに「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

(ア) 文書2①の監督復命書の「参考事項・意見」欄には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、担当官が所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらは、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報であり、これらの情報が開示されることとなれば、監督官による意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。以上から、これらの情報は、同条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2①のその余の部分には、監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらは、監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。また、これが開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、法人に関する情報が含まれており、これらの情報は、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これが開示されることとなれば、事業場と監

督官との信頼関係が失われ、関係資料の提出等について非協力的となり、また、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。以上から、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、これらの情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

ウ 担当官が作成又は収集した文書（文書3）

文書3②には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されている。これが開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、法人に関する情報が含まれており、これらの情報は、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、当該部分には、監督官による申告処理の過程において監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これが開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握を困難にし、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じる。以上から、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。これらの情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。併せて、署名については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持

に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ 特定事業場から監督署へ提出された文書（文書4）

文書4①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、事業者と監督官との信頼関係が失われ、関係資料の提出等について非協力的となり、また、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。以上から、これらの情報は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、文書1の②、2の②、3の④並びに4の②については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「不開示とされた部分にも私に関する個人情報の記載があるはず」と主張しているが、法12条に基づく開示請求に対しては、上記3(2)で述べたとおり、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は本件開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分における不開示部分のうち、上記3(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分に

については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成31年4月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和元年5月24日 | 審議 |
| ④ | 同年6月4日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年10月9日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から大阪労働局特定監督署Bに対して行われた労働基準法違反の申告事案の移送を受けた同局特定監督署Aにより特定事業場に対して行われた監督指導の関係書類に記録された保有個人情報である。

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とされた部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、是正勧告書（控）の一部である別表の通番3について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと説明する。

そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討すると、当該部分は、是正確認のための押印欄及び確認方式から構成され、業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないので、当該部分を不開示としたことは、結論におい

て妥当である。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番1

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄に記載されている監督署の担当官が特定事業場から聴取、確認した内容であるが、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から容易に推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。さらに、審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

(ア) 別表の5欄の(1)に掲げる部分

当該部分は、監督復命書の「参考事項・意見」欄の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報から容易に推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 別表の5欄の(2)に掲げる部分

当該部分は、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄の記載であり、特定監督署が特定事業場の法違反に対して求めた是正の期限が記載されている。

特定事業場の法違反の内容が原処分が開示されていることに鑑みると、当該法違反に対する是正の期限の情報を開示しても、特定事業場における信用を低下させ、取引関係等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められない。また、期限までには是正されたことが推認できる部分が原処

分において開示されていることに鑑みると、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。さらに、審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4

(ア) 別表の5欄の(1)に掲げる部分

当該部分は、文書3の是正勧告書(控)の「違反事項」欄の記載の一部であるが、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 別表の5欄の(2)に掲げる部分

当該部分は、「是正期日」欄の記載であり、特定監督署が特定事業場の法違反に対して求めた是正の期限が記載されている。

したがって、当該部分は、上記イ(イ)と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の5欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 通番1

当該部分には、申告処理に係る監督官の対応方針及び特定事業場からの聴取内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であ

るとは認められない。このため、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2

(ア) 通番2のうち、「署長判決」欄（日付を除く。）及び「参考事項・意見」欄

当該部分には、申告処理に係る監督官の対応方針が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2のうち「面接者職氏名」欄

当該部分は、特定事業場の職員の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番4

当該部分には、特定事業場の違反事項の内容が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番5

当該部分は、特定事業場の職員の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番6

当該部分は、特定事業場から監督署へ提出された文書の一部であり、当該事業場の内部情報が記載されていると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、これを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の通番3に掲げる部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、不開示としたことは結論において妥当であり、別表の通番3及び5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

平成30年特定月に特定労働基準監督署Aで処理された特定会社（特定所在地）特定店舗（特定所在地）に係る申告処理台帳とその添付書類すべて。

別表

1 文 書 番 号	2 文 書 名	3 頁	4 不開示を維持する部分			5 4欄のうち開 示すべき部分
			不開示部分	通 番	法14 条各号 該当性 等	
1	申告処 理台帳 及び申 告処理 台帳続 紙	1, 2, 15 ない し1 7	① 16頁の「処理経過」欄1行目1文字目ないし2行目最終文字, 5行目1文字目ないし7行目最終文字, 9行目1文字目ないし10行目最終文字, 17頁の「処理経過」欄1行目1文字目ないし最終文字, 5行目1文字目ないし8行目最終文字	1	2号, 3号イ 及び ロ, 5 号及び 7号イ	17頁の「処理経過」欄5行目最終文字ないし8行目最終文字
			② 1頁「完結区分」欄, 2頁「(申告の内容続き)」欄の不開示部分, 15頁の「処理経過」欄の不開示部分	—	新たに 開示	—
2	監督復 命書	1 1	① 11頁の「署長判決」欄(日付を除く。), 「参考事項・意見」欄1行目28文字目ないし2行目4文字目, 2行目35文字目ないし3行目7文字目, 3行目31文字目ないし34文字目, 4行目20文字目ないし5行目最終文字,	2	2号, 3号イ 及び ロ, 5 号並び に7号 イ	(1) 「参考事項・意見」欄2行目35文字目ないし3行目7文字目, 31文字目ないし34文字目, 4行目20文字目ないし5行目8文字目 (2) 「是正期日・改善期日

			「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄 1 枠目， 「面接者職氏名」欄			（命令の期日を含む）」欄 1 枠目
			②①を除く不開示部分	－	新たに開示	－
3	担当官が作成又は収集した文書	3， 4， 1 2	① 1 2 頁の「是正確認」欄	3	保有個人情報非該当	
			② 1 2 頁の「違反事項」欄 1 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 行目 5 文字目ないし 5 行目最終文字， 「是正期日」欄 1 枠目	4	3 号イ及び 口， 5 号並びに 7 号イ	(1) 「違反事項」欄 2 行目 9 文字目ないし 5 行目最終文字 (2) 「是正期日」欄 1 枠目
			③ 1 2 頁の「受領者職氏名」欄不開示部分	5	2 号及び 5 号	
			④ ② 及び ③ 以外の不開示部分	－	新たに開示	－
4	特定事業場から監督署へ提出された文書	1 3 及び 1 4	① ② 以外の不開示部分	6	2 号， 3 号イ及び 口， 5 号並びに 7 号イ	
			② 賃金台帳の様式部分， 審査請求人への支払賃金に係る部分	－	新たに開示	－
5	申告人から監督署へ提出さ	5 な いし 1 0	なし	－	－	－

	れた文 書					
--	----------	--	--	--	--	--